

学校等の施設の認定基準

(1) 施設等の配置

項 目	適否
・職員室・事務室からアプローチ・運動場が視認できる。やむを得ず死角になる場合、防犯カメラの設置等による補完がなされている。	
・門・建物周囲等、必要な箇所に外灯が設置されている。	
・駐車・駐輪場は、校舎内部や周囲から見通せる場所に設置してある。	

(2) 門及び囲障

項 目	適否
・敷地周囲がフェンス又は植栽で囲まれており、無秩序な進入が制御されている。	
・門扉は、登下校時以外は閉めるようにしている。	
・門が職員室・事務室から死角になっていない。 やむを得ず死角になる場合、防犯カメラ等により 補完がなされている。	
・囲障は、周囲の視線を妨げない構造となっている。	
・来訪者に受付に立ち寄る旨の表示があり、受付までの動線が明示してある。	
・植栽は、周囲等から死角にならないよう適切に管理されている。	

(3) 建築物

項 目	適否
・受付は、外部来訪者が確認できる位置にある。	
・受付での記帳、名札着用等を明示・義務づけ、用務者と不審者を識別できるようにしている。	
・職員室・事務室のガラスは透明で、視認性が確保されている。	
・接地階の教室・事務室等の窓・出入口は、センサーの設置や堅牢化が図られている。	

(4) 緊急システム

項 目	適否
・緊急事態発生時、児童等が常時活動する場所に通報装置が設置されている。	
・緊急事態発生時に、警察・消防等とのホットラインが設置されている。	